

# 羽場まちづくり委員会環境美化部会規約

(名称及び所在地)

第1条 本部会は、羽場まちづくり委員会環境美化部会と称し、事務所を羽場公民館に置く。

(目的)

第2条 本部会は、公衆衛生の向上発展を期し、快適で文化的な生活環境をつくり、住民の健康を保持増進することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1 ごみの分別と出し方の徹底に関する事。
- 2 廃棄物の減量・リサイクルに関する事。
- 3 環境美化に関する事。
- 4 河川浄化に関する事。
- 5 公害防止に関する事。
- 6 害虫等の駆除に関する事。
- 7 病気の予防、健康の保持に関する事。

(会員)

第4条 本部会の委員は、飯田市羽場地区に居住する者を以って組織する。

(支部の組織)

第5条 本部会は、次に掲げる地区を設け、その範囲を次のとおりとする。

- 第1地区 大通・旭町、曙町、羽場坂町、白山通り
- 第2地区 羽場町1丁目、羽場町2丁目、羽場町3丁目、砂払町
- 第3地区 松川町、宮本町、
- 第4地区 正永町1、正永町2、大休

(総会)

第6条 総会は、この部会の議決機関で、定期総会と臨時総会をする。  
臨時総会は、地区委員長会で必要と認められた時、部会長が招集する。

(総会の構成)

第7条

- 1 総会は、委員を以って構成する。
- 2 総会の議長は、出席者の中から選出する。
- 3 定期総会は、毎年4月に部会長が招集し、次の事項を審議する。
  - (1) 事業報告及び決算に関する事項
  - (2) 事業計画及び予算に関する事項
  - (3) その他

## (議 決)

第 8 条 会議の決議は、委員の過半数の出席により成立し、議決は出席者の過半数によって決定する。可否同数の場合は、議長が決定する。

## (役 員)

第 9 条 本部会に次の役員を置く。

部会長	1 名
副部会長 (男女、各 1 名)	2 名
会計	1 名
広報	1 名
地区委員長	4 名

## (役員を選出)

第 10 条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 部会長、副部会長、会計、広報は、総会において部会員の中より選出する。
- (2) 地区委員長は、各地区の委員より選出する。
- (3) 監事は、羽場まちづくり委員会の監事が当たる。
- (4) 役員の兼務は妨げない。

## (役員の仕事)

第 11 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 部会長は、部会を代表し、部会の事務総括をする。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その仕事を代理する。
- (3) 地区委員長は、地区を組織し、事務・事業を執行する。

## (役員の仕事)

第 12 条 役員の仕事は 2 年とし、欠員を生じた場合は、必要に応じて補充し、その仕事は前任期間とする。

## (会計年度)

第 13 条 本部会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

## (経 費)

第 14 条 本部会の経費は、羽場まちづくり委員会からの事業費、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

## (手当の支給)

第 15 条 役員、委員の手当は『羽場まちづくり委員会の役員報酬に関わる規定』により支給される。

## 附 則

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日より実施する。

平成 19 年 4 月 1 日施行  
平成 23 年 4 月 1 日改訂